

広島県行政機関設置条例及び社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十一号

広島県行政機関設置条例及び社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(広島県行政機関設置条例の一部改正)

第一条 広島県行政機関設置条例（昭和三十九年広島県条例第九十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「第三十四条第一項第三号」を「第三十四条第三項第三号」に改め、同条第四項中「第三十四条第二項各号」を「第三十四条第三項各号」に改める。

（社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十四条第二項」を「第三十四条第三項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。